

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例等

埼玉県保健医療部食品安全課

令和8年5月

資料一覧

○埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例	3
○埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則	10
○「埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例」に係る諸手続方法について	26

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 ふぐ処理者（第三条―第十二条）
- 第三章 ふぐ処理施設及び営業者（第十三条―第二十条）
- 第四章 削除
- 第五章 ふぐの販売（第二十三条・第二十四条）
- 第六章 雑則（第二十五条―第二十七条）
- 第七章 罰則（第二十八条―第三十一条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、ふぐの取扱い等について必要な事項を定め、ふぐの毒に起因する食中毒の発生を防止し、もって食用に供するふぐの安全性を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ふぐの処理 食用に供することができるふぐについて、肝臓、卵巣その他の健康を損なうおそれがある部位（以下「有毒部位」という。）を除去し、又は塩蔵処理を行うことにより人の健康を損なわないようにすることをいう。
- 二 ふぐ処理者 ふぐの処理に従事することができる者として知事の免許を受けた者をいう。
- 三 ふぐ処理施設 ふぐの処理を業として行うことができる施設として第十三条に規定する知事の認定を受けたものをいう。
- 四 営業者 第十三条に規定する知事の認定を受けて、ふぐ処理施設を経営する者をいう。

第二章 ふぐ処理者

（ふぐ処理者免許）

第三条 ふぐ処理者になろうとする者は、知事のふぐ処理者免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

2 免許は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その申請に基づいて知事が与える。

- 一 次条に規定するふぐ処理者試験に合格した者
- 二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者として規則で定める者

（ふぐ処理者試験）

第四条 ふぐ処理者試験は、ふぐの毒に起因する食中毒の発生を防止するためにふぐ処理者として必要な知識及び技能について、知事が毎年一回以上実施する。

第五条 削除

（免許を与えない場合）

第六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない。

- 一 視力が不十分で眼鏡等を用いて補正してもふぐの処理ができない者
- 二 精神の機能の障害によりふぐの処理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 三 第十条第一項第三号又は第二項の規定により免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者

（免許証の交付）

第七条 知事は、免許を与えたときは、ふぐ処理者免許証（以下「免許証」という。）を交付する。

（免許証の再交付）

第八条 ふぐ処理者は、規則で定める免許証の記載事項に変更があったとき、又は免許証を亡失し、若しくは毀損したときは、速やかに、免許証の再交付を知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、免許証を再交付するものとする。

3 ふぐ処理者は、免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、速やかに、これを知事に返納しなければならない。

（免許証の返納）

第九条 ふぐ処理者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、同居の親族、その他の同居者又は営業者は、速やかに、当該免許証を知事に返納しなければならない。

(免許の取消し等)

第十条 知事は、ふぐ処理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該免許を取り消すものとする。

- 一 第三条第二項第二号に規定する者に該当しなくなった場合
 - 二 第六条第一号又は第二号に規定する者に該当するに至った場合
 - 三 詐欺その他不正な手段により免許を取得した場合
- 2 知事は、ふぐ処理者が第十二条第一項又は第二項の規定に違反したときは、当該免許を取り消し、又は期間を定めて当該免許の効力を停止することができる。
- 3 ふぐ処理者は、前二項の規定により免許を取り消されたときは、当該処分があったことを知った日から五日以内に、当該免許証を知事に返納しなければならない。

(ふぐの処理の従事制限)

第十一条 ふぐ処理者以外の者（前条第二項の規定により免許の効力を停止された者を含む。）は、ふぐの処理に従事してはならない。ただし、ふぐ処理施設において、ふぐ処理者の立会いの下にその指示を受けてふぐの処理を行う場合は、この限りでない。

(ふぐ処理者の義務)

第十二条 ふぐ処理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 第二十三条ただし書に該当する場合を除き、ふぐの処理を終えたふぐ以外のふぐを販売しないこと。
 - 二 ふぐ処理施設以外の場所で、ふぐの処理に従事しないこと。
 - 三 有毒部位を除去するに当たっては、次に掲げる事項
 - イ 有毒部位を的確に除去し、除去した後の可食部位及びふぐの処理に使用した調理台、まな板、包丁等は、十分に洗浄すること。
 - ロ 除去した有毒部位は、他の食品又は廃棄物に混入しないように施錠できる専用の不浸透性の容器に保管すること。
 - ハ ロの規定により保管した有毒部位は、塩蔵処理を行うものを除き、焼却等衛生上の危害が生じない方法で確実に処分すること。
 - ニ 凍結及び解凍に伴い、ふぐの毒が筋肉部へ移行し、残留することを防止するため、次に掲げる措置を講ずること。
 - (1) 食用に供することができるふぐを凍結する場合は、急速凍結法により行うこと。
 - (2) 食用に供することができるふぐを解凍する場合は、流水等を用いて速やかに行い、解凍後は直ちにふぐの処理に供し、再凍結は行わないこと。
 - 四 有毒部位の塩蔵処理を行うに当たっては、次に掲げる事項
 - イ 原料であるふぐの卵巣又は皮をふぐ処理施設以外の場所に搬送されることがないように管理すること。
 - ロ 塩蔵処理は、卵巣にあつては二年以上、皮にあつては六月以上行うこと。
 - ハ 塩蔵品（ロの塩蔵処理を行ったものをいう。）は、出荷前にロットごとの毒性検査を行い、毒力を有さないことを確認の上、出荷すること。
 - ニ ハの毒性検査の結果及び当該塩蔵品の出荷に関する記録を作成し、これらを出荷した日から一年間保存すること。
 - 五 食用に供することができないふぐを発見したときは、知事に速やかに報告し、その指示を受けること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、ふぐの毒に起因する食中毒を防止するために必要な規則で定める事項
- 2 ふぐ処理者は、免許証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 ふぐ処理者は、免許証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

第三章 ふぐ処理施設及び営業者

(ふぐ処理施設の認定)

第十三条 ふぐ処理施設を經營しようとする者は、施設ごとに知事に申請し、その認定を受けなければならない。

(ふぐ処理施設の認定基準等)

第十四条 知事は、前条の規定に基づく申請があった場合において、当該申請に係る施設が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、ふぐ処理施設の認定をするものとする。

- 一 施設ごとに専任のふぐ処理者が置かれていること。
- 二 前号に掲げるもののほか、ふぐの食中毒の発生を防止するために必要な基準であつて規則で定めるもの

2 知事は、前項の規定によりふぐ処理施設の認定をしたときは、ふぐ処理施設認定書（以下「認定書」という。）を交付する。

(認定の取消し等)

第十五条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該ふぐ処理施設の認定を取り消すものとする。

- 一 営業者が詐欺その他不正な手段により認定を受けた場合
 - 二 営業者が第二十条第一項又は第二項の規定に違反した場合
 - 三 第三項第一号又は第二号に該当することにより、当該ふぐ処理施設においてふぐの処理を禁止された日から三年を経過しても専任のふぐ処理者が置かれない場合
- 2 営業者は、前項の規定により認定を取り消されたときは、当該処分があつたことを知った日から五日以内に、認定書を知事に返納しなければならない。
- 3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該ふぐ処理施設におけるふぐの処理に係る業務を禁止し、又は期間を定めて当該業務の停止を命ずることができる。
- 一 当該ふぐ処理施設に置かれたすべての専任のふぐ処理者について第九条の規定により免許証が返納された場合
 - 二 当該ふぐ処理施設に置かれたすべての専任のふぐ処理者について第十条第一項又は第二項の規定により免許を取り消された場合
 - 三 当該ふぐ処理施設に置かれたすべての専任のふぐ処理者について第十条第二項の規定により免許の効力を停止された場合
 - 四 営業者又はふぐ処理施設の業務に従事する者が第二十三条の規定に違反した場合

(地位の承継)

第十六条 営業者が当該営業を譲渡し、又は営業者について相続、合併若しくは分割（当該営業を承継させるものに限る。）があつたときは、当該営業を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該営業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により営業者の地位を承継した者は、速やかに、その事実を証する書面を添えて、認定書の交付を知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請があつたときは、認定書を交付するものとする。

(認定書の再交付)

第十七条 営業者は、認定書の記載事項に変更があつたとき、又は認定書を亡失し、若しくは毀損したときは、速やかに、認定書の再交付を知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、認定書を再交付するものとする。
- 3 営業者は、認定書の再交付を受けた後、亡失した認定書を発見したときは、速やかに、これを知事に返納しなければならない。

(変更の届出)

第十八条 営業者は、専任のふぐ処理者に変更があつたときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第十九条 次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、当該各号に掲げる者は、その日から十日以内に知事にその旨を届け出るとともに認定書を返納しなければならない。ただし、第十六条第一項の規定により営業者の地位を承継する場合は、この限りでない。

- 一 営業者が死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 同居の親族又はその他の同居者
- 二 営業者が法人であって、その法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- 三 営業者について破産手続開始の決定があった場合 その破産管財人
- 四 営業者が法人であって、その法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- 五 ふぐ処理施設を廃止した場合 営業者であった個人又は営業者であった法人を代表する役員（営業者の義務）

第二十条 営業者は、ふぐ処理施設において、ふぐ処理者にふぐの処理を行わせなければならない。ただし、当該ふぐ処理施設において、ふぐ処理者の立会いの下にその指示を受けてふぐの処理を行わせる場合は、この限りでない。

- 2 営業者は、認定書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 営業者は、認定書を当該ふぐ処理施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

第四章 削除

第二十一条及び第二十二条 削除

第五章 ふぐの販売

（ふぐの販売等）

第二十三条 ふぐは、ふぐの処理を終えたものでなければ、食品として販売の用に供してはならない。ただし、次に掲げる者が、ふぐの処理を終えていないふぐであって、食用に供することができるものをそれらの者に販売する場合は、この限りでない。

- 一 ふぐ処理者
- 二 営業者
- 三 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の許可を受けた者であって、規則で定めるもの

第二十四条 削除

第六章 雑則

（報告の徴収及び立入検査）

第二十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ふぐ処理者又は営業者その他の関係者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は食品衛生監視員（食品衛生法第三十条に規定する食品衛生監視員をいう。次項において同じ。）に、ふぐ処理施設に立ち入り、業務の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする食品衛生監視員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（手数料）

第二十六条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第三条第一項に基づく免許を申請する者
ふぐ処理者免許申請手数料 四千六百元
- 二 第四条に基づくふぐ処理者試験を受けようとする者
ふぐ処理者試験手数料 一万八千四百円
- 三 第八条第一項に基づく免許証の再交付を申請する者
ふぐ処理者免許証再交付申請手数料 二千九百元
- 四 第十三条に基づくふぐ処理施設の認定を受けようとする者
ふぐ処理施設認定申請手数料 四千六百元
- 五 第十六条第二項に基づく認定書の交付を申請する者
ふぐ処理施設認定書交付申請手数料 二千九百元
- 六 第十七条第一項に基づく認定書の再交付を申請する者
ふぐ処理施設認定書再交付申請手数料 二千九百元

（委任）

第二十七条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第七章 罰則

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条の規定に違反した者
- 二 第十二条第一項第一号の規定に違反した者
- 三 第十三条の規定による認定を受けないで、ふぐ処理施設を経営した者
- 四 第二十条第一項の規定に違反した者

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第一項第二号から第五号までの規定に違反した者
- 二 第十二条第二項の規定に違反した者
- 三 第二十条第二項の規定に違反した者
- 四 第二十三条の規定に違反した者

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第三項の規定に違反した者
- 二 第十三条の規定に基づく申請の申請事項について、虚偽の記載をして同条の認定を受けた者
- 三 第十九条第二号から第五号までに掲げる場合であって、同条に規定する期間内に認定書を返納しなかった当該各号に掲げる者
- 四 第二十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十八条、第二十九条第一号、第三号及び第四号並びに前条第二号及び第四号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第四章並びに第三十条第四号及び第三十一条（第三十条第四号に係る部分に限る。）の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に知事が認める講習会の修了者であって、ふぐの調理を業としている者は、この条例の施行の際に第三条第一項の免許を受けたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（平成十四年埼玉県条例第八十号）による改正前の食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号）第四条第一項の規定による届出をした者は、この条例の施行の日から一年間は、当該届出をした施設について第十三条の規定による認定を受けたものとみなす。その者がその期間内に当該認定の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に基づく認定に関する処分がある日まで、同様とする。

附 則（平成十六年二月六日条例第一号）

この条例は、平成十六年二月二十七日から施行する。

附 則（平成十六年十二月二十一日条例第六十三号）

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十九日条例第二十七号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした加工製品（改正前の第二十四条に規定する加工製品をいう。次項において同じ。）の表示については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にする加工製品の表示（食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号。以下この項において「府令」という。）附則第四条又は第五条の規定によりなお従前の例によりする加工食品（府

令

第二条第一項第一号に規定する加工食品をいう。ただし、平成三十二年三月三十一日までに製造され、加工され、若しくは輸入されるもの（業務用加工食品（同項第三号に規定する業務用加工食品をいう。以下この項において同じ。）を除く。）又は同日までに販売される業務用加工食品に限る。）又は生鮮食品

（府令第二条第一項第二号に規定する生鮮食品をいう。ただし、平成二十八年九月三十日までに販売されるもの（業務用生鮮食品（同項第四号に規定する業務用生鮮食品をいう。）を除く。）に限る。）に係る

表示に限る。）については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年三月十九日条例第二号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（利用料金に係る条例の規定を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料その他の歳入（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則（令和元年十月十五日条例第十号）

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

附 則（令和三年三月三十日条例第二十二号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に第十三条の規定によりふぐ取扱施設の認定を受けている者に対する改正後の第十四条第一項並びに第十五条第一項及び第三項の規定の適用については、当該施設に係る食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可に係る同条第三項の有効期間の満了の日までの間は、なお従前の例による。

附 則（令和四年三月二十九日条例第十七号）

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第四章 ふぐ提供施設（第二十一条・第二十二号）」を「第四章 削除」に改める部分に限る。）、第二条第二号を削る改正規定、同条第三号の改正規定（同号を同条第二号とする部分に限る。）、同条第四号の改正規定（「及びふぐの提供」を削る部分及び同号を同条第三号とする部分に限る。）、同条第五号を削る改正規定、同条第六号の改正規定（同号を同条第四号とする部分に限る。）、第十二条第一項第一号の改正規定（「第二十三条第一項ただし書」を「第二十三条ただし書」に改める部分に限る。）、第十五条第三項各号列記以外の部分の改正規定（「若しくはふぐの提供」を削る部分に限る。）、第四章の改正規定、第二十三条第一項の改正規定（「ふぐ調理師、営業者及び次項の規定により届出を行った者が次に掲げる者に」を「次に掲げる者が」に改める部分及び「ものを」の下に「それらの者に」を加える部分に限る。）、同条第二項を削る改正規定、第二十五条第一項の改正規定（「、営業者又は第二十一条第一項の規定による届出をした者」を「又は営業者」に改める部分及び「若しくはふぐ提供施設」を削る部分に限る。）、第三十条及び第三十一条の改正規定並びに附則第七項及び第八項の規定は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条第一項の規定によりふぐ調理師免許を受けている者は、改正後の埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第一項の規定によりふぐ処理者免許を受けた者とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第四条のふぐ調理師試験に合格している者は、新条例第四条のふぐ処

理者試験に合格した者とみなす。

- 4 この条例の施行の際現に旧条例第七条の規定により交付を受けているふぐ調理師免許証は、新条例第七条の規定により交付を受けたふぐ処理者免許証とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第十三条の規定により認定を受けているふぐ取扱施設は、新条例第十三条の規定により認定を受けたふぐ処理施設とみなす。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第十四条第二項の規定により交付を受けているふぐ取扱施設認定書は、新条例第十四条第二項の規定により交付を受けたふぐ処理施設認定書とみなす。
- 7 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和五年十月十七日条例第三十一号）

- 1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。
- 2 改正後の第十六条の規定は、この条例の施行の日前に営業の譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者については、適用しない。

附 則（令和六年十二月二四日条例第五十号）

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則

(食用に供することができるふぐ)

第一条 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号。以下「条例」という。）第二条第一号に規定する食用に供することができるふぐは、別表の上欄に掲げる種類のふぐとする。

(有毒部位)

第二条 条例第二条第一号に規定する有毒部位は、別表の上欄に掲げるふぐの種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる部位以外の部位及び雌雄同体のふぐの生殖巣とする。

(免許を与えられる者)

第三条 条例第三条第二項第二号の規則で定める者は、他の都道府県知事、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市の市長又は特別区の区長（以下この条において「他の都道府県知事等」という。）が行うふぐの処理に係る試験であつて知事が適当と認めるものに合格し、当該他の都道府県知事等のふぐの処理に係る免許を受けている者で、知事が行う条例及びこの規則に関する講習を受講したものとする。

(試験科目)

第四条 条例第四条に規定するふぐ処理者試験の試験科目は、次のとおりとする。

一 学科試験

- イ 条例及びこの規則に関する知識
- ロ 水産食品の衛生に関する知識
- ハ ふぐに関する一般知識

二 実技試験

- イ ふぐの種類及び内臓の識別に関すること。
- ロ ふぐの処理技術

(試験の告示)

第五条 知事は、ふぐ処理者試験の出願期日、試験期日、試験会場、試験方法その他試験の施行について必要な事項を告示する。

第六条 削除

(免許等)

第七条 条例第七条のふぐ処理者免許証（以下「免許証」という。）の交付を申請しようとする者は、様式第一号のふぐ処理者免許証交付申請書に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 条例第三条第二項第一号に掲げる者 ふぐ処理者試験に合格したことを証する書面の写し、医師の診断書（精神の機能の障害に関する診断書をいう。次号において同じ。）及び写真
- 二 条例第三条第二項第二号に掲げる者 第三条に規定する試験に合格したことを証する書面の写し、ふぐの処理に係る免許を受けている旨を証する書面の写し、医師の診断書及び写真

2 免許証の様式は、様式第二号のとおりとする。

(免許証の再交付)

第八条 条例第八条第一項の規則で定める免許証の記載事項は、氏名とする。

2 条例第八条第一項の規定による申請は、様式第三号のふぐ処理者免許証再交付申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出してしなければならない。

- 一 免許証（亡失した場合を除く。）
- 二 戸籍の抄本、変更事項に係る住民票の記載事項証明書その他申請の原因となる事実を証するものとして知事が認める書類（氏名を変更する場合に限る。）

三 写真

(免許証の返納)

第九条 条例第八条第三項、第九条又は第十条第三項の規定により免許証を返納しようとする者は、様式第四号のふぐ処理者免許証返納届を知事に提出しなければならない。

(ふぐ処理者の義務)

第十条 条例第十二条第一項第六号の規則で定める事項は、ふぐの運搬又は貯蔵に際して、紛失及び盗難を防止する処置を講ずることとする。

(認定の申請)

第十一条 条例第十三条の規定によりふぐ処理施設の認定を受けようとする者は、様式第五号のふぐ処理施設認定申請書に専任のふぐ処理者の免許証の写し又はふぐ処理者の免許を有することを証するものとして知事が認める書類を添えて、提出しなければならない。

(認定書の様式)

第十二条 条例第十四条第二項に規定するふぐ処理施設認定書（以下「認定書」という。）の様式は、様式第六号のとおりとする。

(地位の承継)

第十三条 条例第十六条第二項の規定により認定書の交付を申請しようとする者（次項において「申請者」という。）は、様式第七号のふぐ処理施設認定書交付申請書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類及び地位の承継前の営業者が交付を受けた認定書を添えて、提出しなければならない。

- 一 譲渡による承継の場合 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 二 相続による承継の場合 戸籍の謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し並びに相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 三 合併又は分割による承継の場合 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

2 前項の規定による申請をする場合であつて、専任のふぐ処理者に変更があつたときは、申請者は、変更後の専任のふぐ処理者の免許証の写しを添えなければならない。

(認定書の再交付)

第十四条 条例第十七条第一項の規定により認定書の再交付を申請しようとする営業者は、様式第八号のふぐ処理施設認定書再交付申請書を提出しなければならない。この場合において、認定書の記載事項を変更する者又は認定書を毀損した者が認定書の再交付を申請しようとするときは、当該認定書を添えなければならない。

(認定書の返納)

第十五条 条例第十五条第二項又は第十七条第三項の規定により認定書を返納しようとする者は、様式第九号のふぐ処理施設認定書返納届を提出しなければならない。

(変更の届出)

第十六条 条例第十八条の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第十号の専任のふぐ処理者変更届に変更後の専任のふぐ処理者の免許証の写しを添えて、提出しなければならない。ただし、第十三条第二項の規定により変更後の専任のふぐ処理者の免許証の写しを提出した場合には、この限りでない。

(廃止の届出)

第十七条 条例第十九条の規定によりふぐ処理施設の廃止の届出をしようとする者は、様式第十一号のふぐ処理施設廃止届に当該認定書を添えて、提出しなければならない。

(ふぐの販売等)

第十八条 条例第二十三条第一項第三号の規則で定めるものは、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の規定により魚介類販売業又は魚介類競り売り営業の許可を受けた者とする。

(身分証明書)

第十九条 条例第二十五条第二項に規定する身分を示す証明書は、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成二十一年内閣府・厚生労働省令第七号）第三条第二項に規定する食品衛生監視員の証とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年二月二十七日規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十九日規則第七十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十一日規則第六十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 （前略）第百三十一条（中略）の規定 平成二十一年四月一日

附 則（平成二十四年七月六日規則第五十三号）

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則（平成二十七年八月二十五日規則第六十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十九日規則第四十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年十二月十日規則第二十二号）

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第三条の改正規定及び様式第一号の改正規定（「滋賀県知事」の次に「、岡山県知事」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年十二月十五日規則第九十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月三十日規則第四十四号）

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

附 則（令和四年三月二十九日規則第四十六号）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十八条を削り、第十九条を第十八条とし、第二十条を第十九条とする改正規定及び様式第十二号から様式第十四号までを削る改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和五年十月十七日規則第五十八号）

1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和八年三月二十七日規則第十四号）

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

別表（第一条関係）

食用のふぐの種類（標準和名）	可食部位
くさふぐ	筋肉
こもんふぐ（岩手県越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されたものを除く。）	筋肉
ひがふぐ（岩手県越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されたものを除く。）	筋肉
しょうさいふぐ	筋肉及び精巣
まふぐ	筋肉及び精巣
めふぐ	筋肉及び精巣
あかめふぐ	筋肉及び精巣
とらふぐ	筋肉、皮及び精巣
からす	筋肉、皮及び精巣
しまふぐ	筋肉、皮及び精巣
ごまふぐ	筋肉及び精巣
かなふぐ	筋肉、皮及び精巣
しろさばふぐ	筋肉、皮及び精巣
くろさばふぐ	筋肉、皮及び精巣
よりとふぐ	筋肉、皮及び精巣
さんさいふぐ	筋肉
いしがきふぐ	筋肉、皮及び精巣
はりせんぼん	筋肉、皮及び精巣
ひとづらはりせんぼん	筋肉、皮及び精巣
ねずみふぐ	筋肉、皮及び精巣
はこふぐ	筋肉及び精巣
なしふぐ（有明海、橘湾並びに香川県及び岡山県の瀬戸内海域で漁獲されたものに限る。）	筋肉並びに有明海及び橘湾で漁獲され、長崎県が定める要領に基づき処理されたものの精巣

備考

- 一 本表は、日本の沿岸域、日本海、渤海、黄海及び東シナ海で漁獲されるふぐに適用する。
- 二 可食部位とは、有毒部位を除去することにより人の健康を損なうおそれがないと認められる部位をいう。
- 三 有明海とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、長崎県及び佐賀県との境界から熊本県及び福岡県との境界に至る直線より南側の海面をいう。
 - イ 長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線
 - ロ 熊本県染岳から高松山三角点に至る直線
 - ハ 熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至る直線
 - ニ 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線
- 四 橘湾とは、長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線、長崎県脇岬南端から南に樺島に至る直線、樺島南端から熊本県魚貫崎に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。
- 五 香川県及び岡山県の瀬戸内海域とは、愛媛県四国中央市仏崎から愛媛県魚島東端見通し線、香川県と徳島県との境界から兵庫県上島灯台見通し線及び陸岸によって囲まれた海面のうち香川県及び岡山県の漁業者が操業できる海面をいう。
- 六 筋肉には骨を、皮にはひれを含む。
- 七 二種類のふぐの中間種の個体にあつては、当該二種類ともに可食部位とされている部位を可食部位とする。

様式第1号（第7条関係）

ふぐ処理者免許証交付申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者

住 所
フリガナ
氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号 ()

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第7条の規定により、ふぐ処理者免許証の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の該当条項

(1) 第3条第2項第1号（埼玉県知事が実施するふぐ処理者試験に合格した者）

ふぐ処理者試験に合格した年	年
受験番号	第 号

(2) 第3条第2項第2号（他の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が行う試験に合格し、免許を受けている者）

都道府県、市又は特別区の名称		
試験合格番号 第 号	合格年月日	年 月 日
免許番号 第 号	免許年月日	年 月 日
埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則 第3条に規定する講習を受講した年月日		年 月 日

2 ふぐ処理者免許の取消処分を受けたことの有無

(該当するものにチェックしてください。)

有（ある場合は、次の欄についても記入してください。）

ふぐ処理者免許の取消処分年月日	年 月 日
ふぐ処理者免許の取消処分を受けた理由	

無

添付書類

- 1 本県のふぐ処理者試験に合格した者 その事実を証する書面の写し
- 2 他の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が行う試験に合格し、免許を受けている者 当該試験に合格したことを証する書面の写し及び当該免許証の写し
- 3 医師の診断書（精神の機能の障害に関する診断書）
- 4 写真

様式第2号（第7条関係）

（表面）

免許番号 第	号	
ふぐ処理者免許証		
氏 名		
生年月日	年 月 日生	
	年 月 日	
埼玉県知事		

（裏面）

<注意事項>
1 ふぐ処理者は、規則で定める免許証の記載事項に変更があったとき、又は免許証を亡失し、若しくは毀損したときは、速やかに、免許証の再交付を知事に申請しなければならない。
2 ふぐ処理者でなくなる場合は、免許証を返納しなければならない。
3 ふぐ処理者は、条例で定める事項を遵守しなければならない。
4 ふぐ処理者は、免許証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
5 ふぐ処理者は、免許証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第3号（第8条関係）

ふぐ処理者免許証再交付申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者

住 所

フリガナ

氏 名

生年月日

年

月

日生

電話番号

()

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおりふぐ処理者免許証の再交付を申請します。

記

- 1 免許番号 第 号
- 2 免許年月日 年 月 日
- 3 再交付を受けようとする理由

添付書類

- 1 ふぐ処理者免許証（亡失した場合を除く。）
- 2 戸籍の抄本、変更事項に係る住民票の記載事項証明書その他申請の原因となる事実を証するものとして知事が認める書類（氏名を変更する場合に限る。）
- 3 写真

様式第4号（第9条関係）

ふぐ処理者免許証返納届

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者

住 所
フリガナ
氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号 ()

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例

第8条第3項
第9条
第10条第3項

 の規定により、ふぐ処理者免許証を返納します。

様式第5号（第11条関係）

ふぐ処理施設認定申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県 保健所長

申請者

住 所

フリガナ

氏 名

〔 法人にあつては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号

()

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第13条の規定により、下記のとおりふぐ処理施設の認定を申請します。

記

ふぐ処理施設	名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	()
営業施設符号		
営業の種類		
専任のふぐ 処理者に係 る事項	氏名	
	住所	
	免許番号	第 号
	免許年月日	年 月 日

添付書類

次に掲げる書類のいずれかを提出してください。

- ・専任のふぐ処理者の免許証の写し
- ・条例附則第2項の規定により免許を受けた者であることを証する書面の写し又は同項の規定により免許を受けた者であることを証するものとして知事が認める書面の写し

ふぐ処理施設認定書

営業者の氏名

ふぐ処理施設の所在地

ふぐ処理施設の名称

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第13条の規定によるふぐ処理施設として認定します。

年 月 日

埼玉県 保健所長 氏 名

様式第7号（第13条関係）

ふぐ処理施設認定書交付申請書

年 月 日

(宛先)
埼玉県 保健所長

申請者

住 所

フリガナ

氏 名

〔法人にあっては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

営業者の地位を承継したので、埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第16条第2項の規定により、下記のとおりふぐ処理施設認定書の交付を申請します。

記

- 1 地位の承継の原因 譲渡・相続・合併・分割
- 2 地位の承継の年月日
- 3 地位の承継前の営業者の氏名及び住所
- 4 ふぐ処理施設認定年月日
- 5 営業施設符号
- 6 専任のふぐ処理者に係る事項
 - (1) 氏名
 - (2) 住所
 - (3) 免許番号
 - (4) 免許年月日

添付書類

- 1 地位の承継前の営業者が交付を受けたふぐ処理施設認定書
- 2 譲渡による承継の場合 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 3 相続による承継の場合 戸籍の謄本又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し並びに相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- 4 合併又は分割による承継の場合 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書
- 5 営業者の地位の承継に当たり、専任のふぐ処理者に変更があった場合 変更後の専任のふぐ処理者の免許証の写し

注意

- 1 「地位の承継の原因」は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「地位の承継の年月日」欄には、地位の承継の原因が発生した日を登記事項証明書等で確認して記載すること。

様式第8号（第14条関係）

ふぐ処理施設認定書再交付申請書

年 月 日

(宛先)
埼玉県 保健所長

申請者

住 所

フリガナ

氏 名

〔法人にあつては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第17条第1項の規定により、下記のとおりふぐ処理施設認定書の再交付を申請します。

記

- 1 ふぐ処理施設の名称
- 2 ふぐ処理施設の所在地及び電話番号

()

- 3 ふぐ処理施設認定年月日
- 4 営業施設符号
- 5 再交付を申請する理由

添付書類

ふぐ処理施設認定書（亡失した場合を除く。）

様式第9号（第15条関係）

ふぐ処理施設認定書返納届

年 月 日

(宛先)

埼玉県 保健所長

申請者

住 所

フリガナ

氏 名

〔 法人にあつては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号 ()

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例〔第15条第2項
第17条第3項〕の規定により、ふぐ処理施設認定書を返納
します。

専任のふぐ処理者変更届

年 月 日

(宛先)
埼玉県 保健所長

届出者

住 所

フリガナ

氏 名

〔 法人にあつては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号 ()

専任のふぐ処理者を変更したので、埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第18条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 ふぐ処理施設の名称
- 2 ふぐ処理施設の所在地
- 3 営業施設符号
- 4 変更内容
(1) 変更前

(2) 変更後
- 5 変更年月日

添付書類

変更後の専任のふぐ処理者の免許証の写し

様式第11号（第17条関係）

ふぐ処理施設廃止届

年 月 日

(宛先)
埼玉県 保健所長

届出者

住 所

フリガナ

氏 名

〔法人にあつては、名称、主たる事務所の
所在地及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

ふぐ処理施設を廃止したので、埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第19条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 ふぐ処理施設の名称
- 2 ふぐ処理施設の所在地
- 3 ふぐ処理施設認定年月日
- 4 営業施設符号
- 5 廃止する理由
- 6 廃止年月日

添付書類
ふぐ処理施設認定書

~MEMO~

「埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例」に係る諸手続方法について

第1 受験手続

ふぐ処理者になろうとする者は、埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（以下「条例」という。）第4条の「ふぐ処理者試験」を受けなければなりません。

1 試験科目

(1) 学科試験

試験時間は1時間30分、解答方法は多岐択一式等であり、条例及び埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則に関する知識、水産食品の衛生に関する知識及びふぐに関する一般知識から出題されます。

(2) 実技試験

ア ふぐの種類鑑別

実物のふぐを5種類出題し、ふぐの名称が記載されている名札の中から、出題されたふぐに該当する名札を選びます。

イ ふぐの内臓の識別及び処理技術

用意された丸ふぐ一匹を次の要領で作業します。

(ア) 可食部位と不可食部位とに区別し、それぞれ所定のバットに入れて、用意されている名札により臓器（卵巣、精巣、肝臓、腎臓、心臓、脾臓、胆のう、胃腸、粘膜、眼球、えら）の識別をします。

(イ) 可食部位の除毒処理仕上げを行い、背皮と腹皮の皮下組織（とおとうみ）の分離及びちり材料の分割作業を行います。

2 試験の告示

ふぐ処理者試験の出願期日、試験期日、試験会場、試験方法その他試験の施行について必要な事項が告示されます。

3 受験資格

ありません。

4 受験手続

受験願書の受付期間中に、次の内容により受験の申込を行います。

(1) インターネットによる場合

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力し、指定の方法により試験手数料を納付します。写真（出願前6ヶ月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで縦4cm、横3cmの大きさのもの）2枚を試験当日に試験会場に持参します。

(2) 窓口による場合

受験願書に写真（出願前6ヶ月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで縦4cm、横3cmの大きさのもの）2枚及び試験手数料を添えて、食品安全課あて提出します。

(3) 試験手数料 18,400円

5 受験票

受験者には受験票を交付します。

6 試験結果通知書

受験者全員にふぐ処理者試験結果通知書により合否を通知します。

第2 免許証の申請

ふぐ処理者としての効力は、免許証を交付されたときに発生するものであり、単にふぐ処理者試験に合格した者や、他の都道府県知事等のふぐ取扱いに係る免許を受けているだけでは、ふぐ処理者とは認められません。

ふぐ処理者試験合格者は、条例第7条の規定により、知事に免許の申請をして、ふぐ処理者免許証の交付を受ける必要があります。

1 免許が与えられる者（条例第3条・規則第3条）

次の者がふぐ処理者免許証の交付を受けることができます。

(1) 本県が行うふぐ処理者試験に合格した者

(2) 他の都道府県知事、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市の市長又は特別区の区長（以下「他の都道府県知事等」という。）が行うふぐの処理に係る試験であって知事が適当と認めるものに合格し、当該他の都道府県知事等のふぐの処理に係る免許を受けていて埼玉県知事（以下「知事」という。）が行う条例及び規則に関する講習（ふぐ処理者資格者講習会）を受講した者

2 申請方法

免許の申請は、次の書類を整えて、食品安全課で手続をします。

(1) 申請書類等

ア 本県のふぐ処理者試験合格者

(ア) ふぐ処理者免許証交付申請書

(イ) ふぐ処理者試験結果通知書の写し

(ウ) 申請前3ヶ月以内に医師が交付した診断書（精神の機能の障害によりふぐの処理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者ではない旨の診断書）

(エ) 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで縦4cm、横3cmの大きさのもの）1枚

(オ) 申請手数料 4,600円

イ 他の都道府県知事等が行うふぐの処理に係る試験であって知事が適当と認めるものに合格し、当該他の都道府県知事等のふぐの処理に係る免許を受けていてふぐ処理者資格者講習会を受講した者

(ア) ふぐ処理者免許証交付申請書

- (イ) 当該他の都道府県知事等が行うふぐの処理に係る試験に合格したことを証する書面の写し
- (ウ) 当該他の都道府県知事等のふぐの処理に係る免許の写し
- (エ) 申請前3ヶ月以内に医師が交付した診断書（精神の機能の障害によりふぐの処理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者ではない旨の診断書）
- (オ) 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで縦4cm、横3cmの大きさのもの）1枚
- (カ) 申請手数料 4,600円

(2) 交付

交付予定日に申請者本人又は代理人（代理人の場合は本人の委任状を提出）に対してふぐ処理者免許証を交付します。

第3 免許証の再交付

ふぐ処理者が免許証を失ったり、破いたり汚した場合、あるいは婚姻等のため改姓（名）した場合は、次のとおり免許証の再交付申請をしなければなりません。

1 申請場所

政令・中核市を含む県内保健所（以下、「保健所」という。）

2 申請書類

- (1) ふぐ処理者免許証再交付申請書（保健所に備えてあります。）
- (2) ふぐ処理者免許証（亡失した場合は除く）
- (3) 戸籍抄本又は変更事項に係る住民票の記載事項証明書その他申請の原因となる事実を証するものとして知事が認める書類（氏名を変更する場合に限る。）
- (4) 写真（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、上半身正面向きで縦4cm、横3cmの大きさのもの）1枚
- (5) 申請手数料 2,900円

3 交付

申請後、交付予定日に申請者本人又は代理人（代理人の場合は本人の委任状を提出）に対してふぐ処理者免許証を交付します。

再交付後、亡失した免許証を発見したときは、速やかに保健所へ返納しなければなりません。

第4 免許証の返納

亡失した免許証を発見した時、ふぐ処理者が死亡し又は失踪の宣告を受けた時、あるいは免許を取り消された時は、当該免許証を次のとおり返納手続をしなければなりません。

1 返納場所

保健所

2 返納書類

(1) ふぐ処理者免許証返納届 (保健所に備えてあります。)

(2) ふぐ処理者免許証

なお、死亡し又は失踪の宣告を受けたふぐ処理者がふぐ処理施設の認定を受けている者の場合は、そのふぐ処理施設認定書の返納手続きも必要になります。

第5 ふぐ処理施設の認定

ふぐの取扱いの営業を開始しようとするときは、その営業者はふぐ処理施設の認定を受け、認定書の交付を受けなければ営業をすることができません。

営業者がふぐ処理施設の認定を受けるための申請方法は次のとおりです。

1 申請・届出場所

施設を所轄する保健所

2 書類等

(1) ふぐ処理施設認定申請書 (保健所に備えてあります。)

(2) 専任のふぐ処理者であることを証するものとして、次のいずれかの書類

ア ふぐ処理者免許証の写し

イ 条例附則第2項に基づく「既存ふぐ処理者」のふぐ処理者免許証の写し

(3) 申請手数料 4,600円

3 ふぐ処理施設認定書の交付

申請書が保健所で受理されると、保健所職員による施設への現場審査が行われ、認定基準で適合していれば、後日、営業者へ認定書の交付が行われます。

第6 営業者の承継

営業者が当該営業を譲渡し、又は営業者について相続、合併若しくは分割があった場合、営業者の地位を承継した者は、所轄保健所に地位の承継の届出をしなければなりません。

1 書類等

(1) ふぐ処理施設認定書交付申請書 (保健所に備えてあります。)

(2) 地位の承継前の営業者が交付を受けたふぐ処理施設認定書

(3) 譲渡による承継の場合、営業の譲渡が行われたことを証する書類

(4) 相続による承継の場合、戸籍謄本又は不動産登記規則 (平成十七年法務省令第十八号) 第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し並びに相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意による営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

(5) 合併又は分割による承継の場合、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

(6) 専任のふぐ処理者に変更がある場合、変更後の専任のふぐ処理者の免許証の写し

(7) 申請手数料 2,900円

2 前項（５）の商業・法人の登記事項証明書については、同項の規定にかかわらず、申請者が行う法人番号等の提供により、県が当該登記事項証明書により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

3 ふぐ処理施設認定書の交付

申請書が保健所で受理されると、書類審査を経て営業者へ認定書が交付されます。

第7 認定書の再交付

認定書の記載事項に変更があった場合（屋号の変更、営業者が婚姻等のため改姓（名）、法人での名称変更など）及び認定書を失ったり破いたり汚した場合、営業者は認定書の再交付申請を行わなければなりません。

1 書類等

（１）ふぐ処理施設認定書再交付申請書（保健所に備えてあります。）

（２）ふぐ処理施設認定書（亡失した場合は必要ありません。）

（３）申請手数料 2,900円

2 ふぐ処理施設認定書の交付

申請書が保健所で受理されると、書類審査を経て営業者へ認定書が交付されます。

第8 認定書の返納

営業者は、ふぐ処理施設の取り消しを受けたり、認定書の再交付後、失くした認定書を発見したときは、ふぐ処理施設認定書返納届（保健所に備えてあります。）にふぐ処理施設認定書を添えて所轄保健所へ返納しなければなりません。

第9 専任のふぐ処理者変更届

ふぐ処理者が死亡し又は退職したときなどにより、新しいふぐ処理者を雇ってふぐの取扱を継続して営業しようとする場合、営業者は専任のふぐ処理者変更届（保健所に備えてあります。）に変更後の専任のふぐ処理者の免許証の写しを添えて所轄保健所へ提出しなければなりません。

なお、地位の承継に伴い、ふぐ処理施設認定書交付申請書に変更後の専任のふぐ処理者を記入した上で、変更後のふぐ処理者の免許証の写しを提出した場合は、専任のふぐ処理者変更届を提出したものとみなし、別途提出は不要です。

第10 ふぐ処理施設の廃止の届出

営業者は、何らかの理由でふぐ処理施設を廃止した場合は、その日から10日以内にふぐ処理施設認定書をふぐ処理施設廃止届（保健所に備えてあります。）を添えて所轄保健所へ返納しなければなりません。